

東山霊園内合葬式墳墓（合葬墓）のご案内

1 合葬式墳墓（合葬墓）とは

従来の個人の墓地と異なり、他の方と共同で利用するお墓です。遺骨は他の方の遺骨と一緒に埋蔵されます。

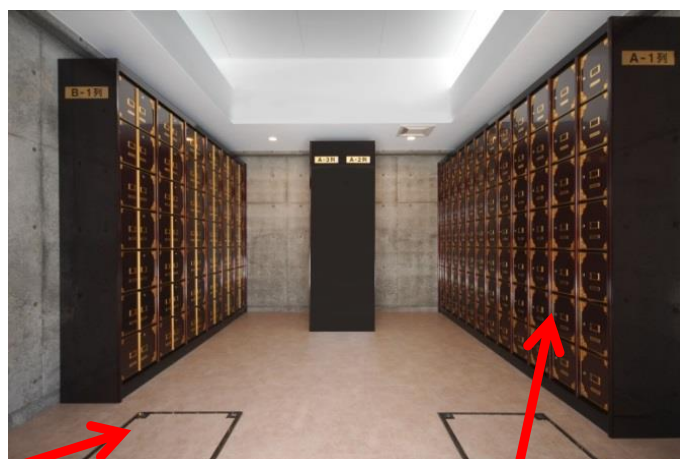
2 内 容

(1) 施設概要

鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 平屋建て	共同埋蔵室	約1,000体収容
延べ床面積27.17㎡（うち合葬室面積21.84㎡）	個別埋蔵室 1体用	140体収容
	2体用	126体収容（63組）



合葬墓外観



合葬墓内部 個別埋蔵室



共同埋蔵室



1体用



2体用

(2) 特 色

- ア 墓石等を建立する必要がありません。
- イ 当初の使用料のみで、毎年の管理料は不要です。
- ウ 承継者がいない方も、立会人を選任することにより生前に申し込みが可能です。
- エ 個別埋蔵の焼骨は、骨壺に入れた状態で埋蔵し、許可日から20年経過後、骨壺から出して同施設内の共同埋蔵室に移して埋蔵することになります。

(3) 申込み要件

合葬墓の申請者（使用者）又は被埋蔵者が、塩尻市に住民登録または本籍があること。

※ 東山霊園内の聖地使用者は、聖地を返還して合葬墓に改葬することが可能です。

(4) 使用料金（1体あたり）

（令和3年度現在）

区 分	申請者（使用者）又は被埋蔵者の住民登録	
	市 内	市 外
共同埋蔵室	50,000 円	62,500 円
個別埋蔵室 1体用	150,000 円	187,500 円
個別埋蔵室 2体用	300,000 円	375,000 円

※ 市外とは、市内に本籍はあるが住民登録がない方

(5) 利用上での注意事項

- ア 合葬墓の室内には、納骨または改葬するとき以外は入室できません。
- イ 献花、焼香などのお墓参りは、施設正面の参拝スペースでお願いします。
- ウ 共同埋蔵室に埋蔵された焼骨は返却できません。
- エ 希望により、市が支給する石板に氏名など刻字して、施設の墓誌に掲示が可能です。
（ただし、刻字の費用は、使用者の負担になります。）
- オ 埋蔵できる遺骨は、使用許可を受けた遺骨に限ります。



担	塩尻市 市民生活事業部 生活環境課 環境係
	塩尻市大門七番町3番3号
	電 話 0263 - 52 - 0280
	内 線 1116
	直 通 0263 - 52 - 0744
当	F A X 0263 - 54 - 7661
	E-mail kankyo@city.shiojiri.lg.jp